

○江南丹羽環境管理組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例

〔平成 11 年 2 月 26 日〕
条例第 2 号

改正 平成 12 年 7 月 25 日 条例第 5 号 令和元年 8 月 1 日 条例第 1 号
平成 19 年 7 月 30 日 条例第 2 号
平成 26 年 7 月 28 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 225 条の規定に基づき、許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）及びその徴収方法等について、必要な事項を定めるものとする。

(徴収の範囲)

第 2 条 使用料は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者（以下「使用者」という。）から徴収する。

(使用料)

第 3 条 使用料の額は、次の各号に定めるところによる。ただし、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合の使用料は、江南市道路占用料条例（昭和 46 年条例第 11 号）の規定の例により算定した額とする。

- (1) 土地の使用料は、当該土地の適正な評価額の 1 平方メートル当たりの価格に 100 分の 4 を乗じ、これに使用面積を乗じて得た額を年額とし、月によるものにあつては、年額の 12 分の 1 を月額とし、日によるものにあつては、年額の 365 分の 1 を日額とする。ただし、使用の期間が 1 月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴ってその土地を使用する場合にあつては、算定された額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。
- (2) 建物の使用料は、当該建物の適正な評価額の 1 平方メートル当たりの価格に 100 分の 4 を乗じ、これに使用面積を乗じて得た額に、当該建物の使用面積に相当する土地を使用面積として前号により算定した土地使用料の年額の使用料相当額を加えて得た額を年額とし、月によるものにあつては、その額の 12 分の 1 を月額とし、日によるものにあつては、その額の 365 分の 1 を日額とし、算定された額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(加算金)

第 4 条 使用者が負担すべき経費は、次のとおりとし、前条の使用料に加算して徴収する。

- (1) 電気料金
 - (2) 水道料金
 - (3) ガス料金
 - (4) その他管理者が必要と認める経費
- 2 加算金の額は、当該施設に係る経費（予算額又は実績）を基礎とし、許可による使用面積と行政財産の延べ面積の比率等の方法により算定した額とする。

(徴収の時期及び方法)

第 5 条 使用料は、使用者から次の各号に定める時期に徴収する。

- (1) 日によるものは、使用許可したとき。
- (2) 月によるものは、毎月月末まで

(3) 年によるもので使用期間が使用許可年度で終了するものは、使用許可した日の属する月末

(4) 年によるもので使用期間が2会計年度にわたるものは、初年度分の使用料にあつては、使用許可した日の属する月末、翌会計年度分の使用料にあつては4月30日まで

2 使用料を徴収しようとするときは、納入義務者に対して納入通知書を発行しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料等の減免)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときには、使用料及び加算金の全部又は一部を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体において公用又は公共用に使用するとき。

(2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のため使用するとき。

(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として利用するとき。

(4) 前各号に定めるもののほか管理者が必要と認めるとき。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、使用料の収入を減損するおそれのある行為その他使用料の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月25日条例第5号）

1 この条例は、平成12年8月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月30日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月1日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の江南丹羽環境管理組合行政財産の目的外使用に係る使用料条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後に地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受ける者から適用し、同日前に同項の規定による許可を受けた者に係る使用料は、なお従前の例による。